

モバイル接続料の自己資本利益率の算定に 関するワーキングチーム 報告書(概要)

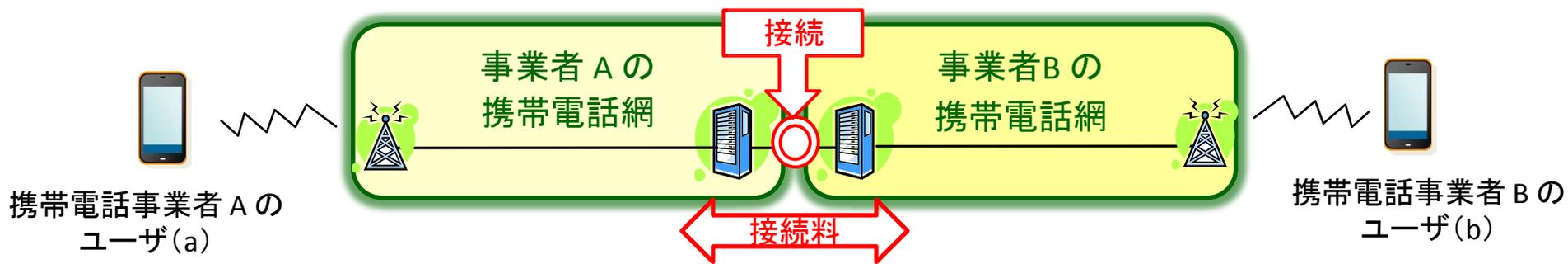
平成28年11月10日

(参考)移動体通信事業における接続料の位置付け

- 電気通信事業者は、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、ネットワーク使用料(接続料)を支払うこととなる。
- 第二種指定電気通信設備制度では、この接続料について、適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超えない範囲で定めることとされている。

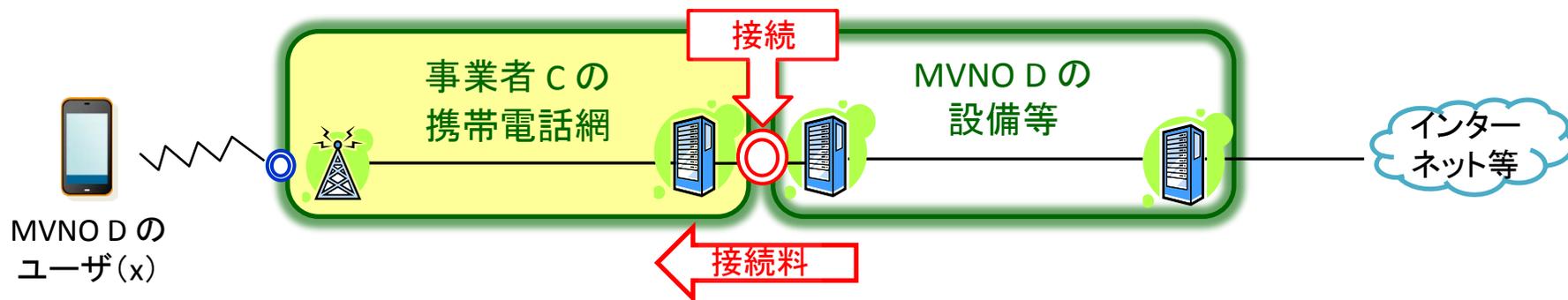
携帯電話(音声)の場合

- (a)から(b)への電話をする場合、事業者Aは、事業者Bの携帯電話網の音声接続料を支払う。
- (b)から(a)への電話をする場合、事業者Bが、事業者Aの携帯電話網の音声接続料を支払う。



携帯電話(データ)の場合

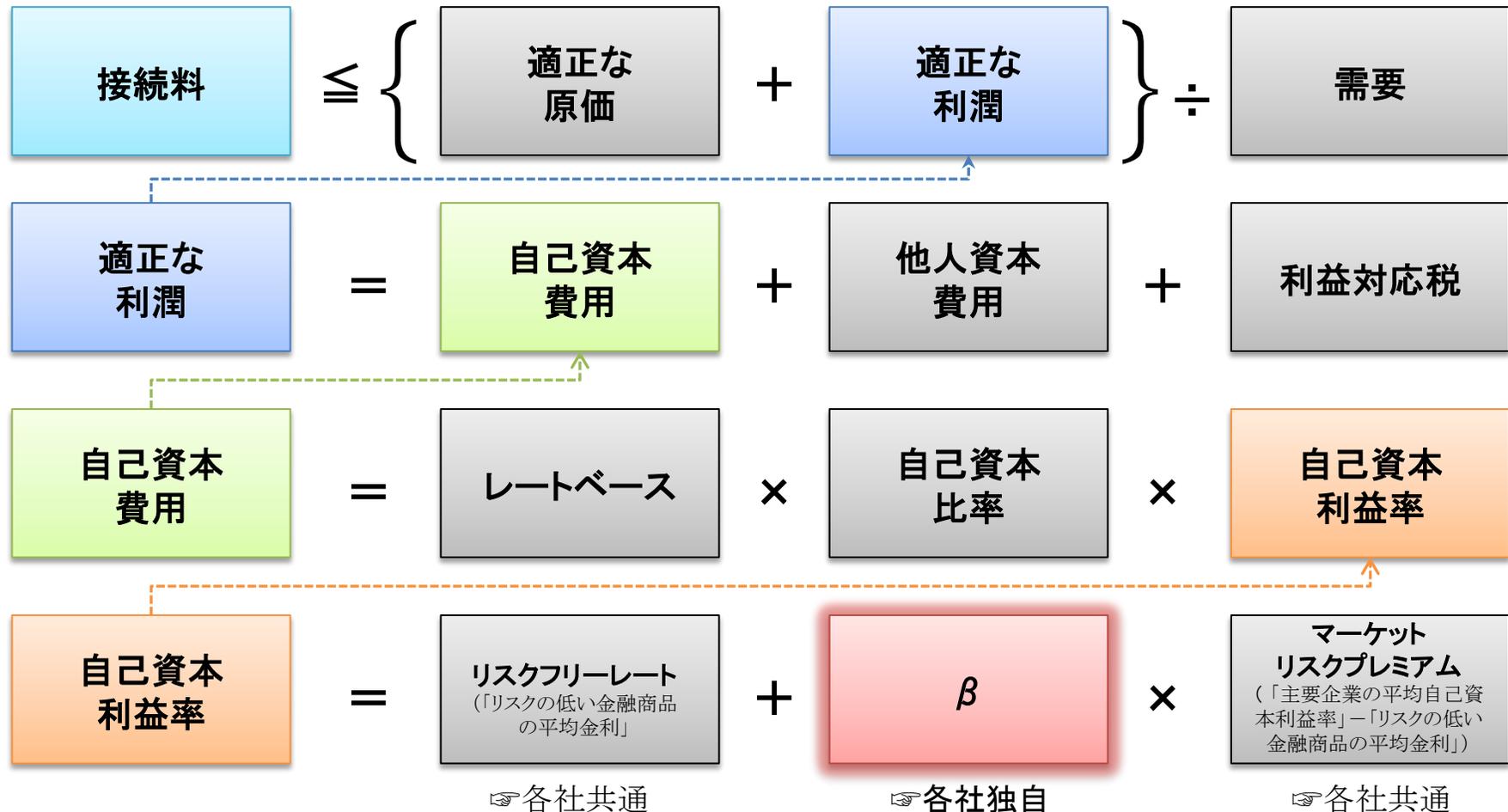
- (x)からインターネット等への通信をする場合、MVNO D は、事業者 C の携帯電話網のデータ接続料を支払う



(参考) 接続料算定における β の位置付け

- 接続料は、改正後の電気通信事業法第34条第3項第2号等に基づき、適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超えない範囲で定めるものとされている。
- 接続料算定における β は、適正な利潤を構成する自己資本費用を算定するに当たって必要となる、自己資本利益率を算出する際に用いられるものである(二種接続料規則」第9条第4項)。

接続料算定における β の位置付け



モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム 結果概要

- モバイル接続料の自己資本利益率については、①移動体事業者の事業の多角化等に伴い高くなる可能性があり、②算出方法の裁量の幅が大きい**ため、公平で適切な算定方法を「モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム」において検討。**
- 以下のとおり、**高すぎる利潤とならないような統一した算定方法の方向性が取りまとめられた。**これにより、**MVNOの支払う接続料の利潤は、従来の算定方法と比べて低廉化する見込み。**
- 11月19日(土)より、関係省令等の改正案等について、総務省において意見募集を開始。

論点① リスク勘案の方法

現状

NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
自社株価から算定	NTTドコモ株価から算定	持株会社株価から算定

※ 財務リスクの算定方法は、KDDIとソフトバンクで異なる



方向性

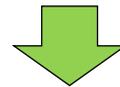
- ・現時点で移動通信事業の比率が最も高いNTTドコモの株価を元に算出する
- ・財務リスクの算定方法は、一般的な方法に統一する
- ・移動通信事業のリスクは低いと考えられるため、最大でも主要企業と同等とする

論点② 計測期間の設定

現状

算定に用いる株価の計測期間は、計測可能な長期間としているが、その相違により、有利・不利が生じる

NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
NTTドコモの上場以降 (1998年10月～)	NTTドコモの上場以降 (1998年10月～)	グループとして移動体事業参入 表明以降 (2004年4月～)



方向性

- ・移動通信事業の変化の早さと、公平性の観点から、3年間の株価を元に算定する

その他

- ・算定方法は3年程度を目途、又はそれ以前でも著しく状況が変化した場合は、見直すかどうか検討する。